

令和 5 年度

第 7 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 5 年 9 月 5 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（9 月 29 日公告）の決定について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	渡邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		18	前田 憲二	○	
7	須應 敏明	○		19	道下 和子	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 譲		○	23	佐々木 英明	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦		○	出張所長	松島 寛治		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀		○
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	細川 美加	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任主事	影山 和祈		○
出張所長	森田 一徳		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 普耶	○		出張所長	坂口 登		○
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也		○	出張所長	今西 隆行		○
主 事	辻 健作	○		主 任	荻原 綾乃		○

<p>事務局長</p>	<p>ただ今より、令和5年度第7回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)本日、黒木課長は共進会により欠席しております。11番宮崎委員から欠席、8番寺西委員から遅延の連絡がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。</p> <p>(挨拶)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、会議を開会させていただきます。</p> <p>ただ今の出席委員は22名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。5番入谷委員さん、6番財間委員さん、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号39から44の6件について事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下省略)</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>それでは「農地法第3条の規定による許可申請」について、受付番号39から44の6件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p> <p>それでは受付番号39から44の6件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、許可されました。</p> <p>続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画(9月29日公告)の決定」について上程い</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>たします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和5年8月期の申し出分については、「令和5年9月29日公告 利用権設定内訳」のとおりです。</p> <p>今回は利用権設定の一般分が合計2件7,360㎡となっております。</p> <p>以上の農用地利用集積計画は、この農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様よりご質疑・ご意見等はございますか。</p> <p>(なしという声)</p> <p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用集積計画(9月29日公告)の決定」について、提案の通り決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について上程いたします。受付番号34について事務局からの説明をお願いいたします。</p> <p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号34</p> <p>位置等：説明資料の3から5ページに記載</p> <p>転用事由：賃貸共同住宅</p> <p>資金計画：自己資金と借入資金</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：都市計画区域の用途区域のため不要</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。</p> <p>何かございますか。</p>

2 番堀江委員	この共同住宅の件ですが、付近はホームセンターが近い住宅がたくさん建築されている場所です。既に申請地の近くには同じ住宅メーカーの共同住宅が建っております。譲受人が土地を購入して共同住宅を建てる計画ということのようです。なんら問題はないのですが、何で市外の人が購入し住宅を建てようとしたのか疑問に思いました。
事務局員 (本庁)	こちらの申請ですが、譲受人と住宅メーカーが賃貸経営の管理、運営等を委託する「賃貸経営受託システム」により契約をされております。譲受人が資金を用意し、住宅メーカーに不動産関係の経営を委託する中で投資により賃借料を稼ぐかたちの仕組みとなっております。
3 番木村委員	譲受人は投資家、会社の役員でしょうか。
事務局員 (本庁)	特別な資料は添付されていないのですが、個人の投資家の方で、確認しておりませんが、おそらく日本人の方だと思います。
8 番寺西委員	申請地の近くに共同住宅がもう一棟立っているということですが、譲受人は、別の方でしょうか。
2 番堀江委員	別の方です。
8 番寺西委員	前回の所有者の方は、別の方でしょうか。
2 番堀江委員	別の方です。
事務局員 (本庁)	以前も審議頂き許可しましたが、所有者の方は別の方です。
議長	採決に移らせていただきます。 それでは「農地法第5条の規定による許可申請」受付番号34について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。 それでは、議案第4号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号28から31の4件について、事務局から説明をお願いします。 (説明 以下 概要)

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>受付番号 28 位置等：説明資料 3、6 ページに記載 潰廃事由：昭和 52 年頃、申請地が市道改良工事により買収されたことに合わせて、自宅周辺に納屋、庭などを整備した。 現地確認：現地は納屋、庭であり、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号 29 位置等：説明資料 3、7 ページに記載 潰廃事由：昭和 52 年頃、申請地が市道改良工事により買収されたことに合わせて、自宅周辺に納屋、庭などを整備した。 現地確認：現地は納屋、庭であり、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>事務局 (西城出張所)</p>	<p>受付番号 30 位置等：説明資料 8～9 ページに記載 潰廃事由：昭和 10 年頃、境界に水路を設けブロック塀を設置し、隣の宅地と一体で利用している。 現地確認：現地は現況地目宅地であり、農地として利用するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>事務局 (比和出張所)</p>	<p>受付番号 31 位置等：説明資料 10～11 ページに記載 潰廃事由：管理道が狭く農機具等も通りづらいことから、平成 30 年頃、耕作が難しくなり原野化した。 現地確認：現地は原野化しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。</p>
<p>9 番森兼委員</p>	<p>受付番号 31 番について肥土がありませんか。</p>
<p>21 番佐々木委員</p>	<p>申請者は、娘さんが 2 人いて、養子を迎えられて現在町内に居住しているが、勤務の関係や農業経験がないことから、自宅前の田んぼも今年から委託をされている。農機具なども所有されているが、高齢等により農作業が難しくなったということです。</p>
<p>9 番森兼委員</p>	<p>申請地周辺に原野が 2 筆あるが、これは同じ所有者ですか。もし同じ所有者ならなぜ今回</p>

議長	<p>の申請で非農地を提出されないのですか。</p> <p>森兼委員、該当地番を教えてください。</p> <p>今の質問の個所を確認します。</p>
事務局 (比和出張所)	<p>申請地の 1230 番の下 1231 番 1 と乙 1233 番については、所有者は別の方で、登記簿の地目も原野となっています。</p>
議長	<p>ほかに質問がありますでしょうか。</p> <p>(なしという声)</p> <p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「非農地証明申請」について、受付番号 28 から 31 の 4 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、申請のとおり証明することに決定されました。</p> <p>以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。</p>
議長	<p>引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。</p> <p>(その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長報告 ・地域計画のアンケート ・農地法第 3 条許可申請書・ 3 条の 3 の届出書への国籍等の記載について ・今後の主な日程 <p>報告を行った。</p> <p>以上事務局からの報告・協議でした。</p> <p>みなさんからご質疑、意見等はございますでしょうか。</p> <p>皆様の方から何かございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>

	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第7回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時00分)
--	---

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和5年9月5日

議 長
(道下 和子) _____

5 番委員
(入谷 弘之) _____

6 番委員
(財間 敏行) _____